

令和 6 年度雲南市社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1 実施期間

令和 6 年 9 月から令和 6 年 10 月

2 一般指導監査（特別監査は該当なし）

13 所管法人の内、4 法人に対して実地指導を行った。

区 分		監査 実施数	指摘法人数	当年度平均指摘 件 数	指 摘 率	
					R 6	R 5
指 摘 件 数	文書指摘 (報告を求める)	4 法人	3 法人	2.0 件／法人	75%	25%
	口頭指摘 (報告を求めない)		4 法人	6.0 件／法人	100%	100%

3 指導監査の実施体制

健康福祉総務課指導監査担当者 4 名で実施。

4 指導監査の実施方針等【令和 6 年度雲南市社会福祉法人指導監査実施計画】

◆ 実施方針

改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日（一部の規定は平成 28 年 4 月 1 日）に施行され、社会福祉法人制度の見直しが行われた。

この法改正の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理の確保、内部留保の明確化等に主眼を置いて、指導監査を実施する。また、必要に応じ、県等が実施する施設監査等と連携し、適切な指導監査を実施する。

なお、令和 6 年度の指導監査は、平成 29 年度の制度見直し後、3 回目の指導監査となる。

◆ 一般監査の重点項目

(1) 組織運営

ア 定款

(ア) 定款の記載内容が実態に反してはいないか。

(イ) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、認可（届出事項を除く）を受けて行われているか。

イ 評議員

(ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 評議員の数は、定款で定めた員数となっているか。

(ウ) 善管注意義務を果たしているか。

ウ 評議員会

- (ア) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (イ) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。
- (ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

エ 理事

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- (イ) 理事の数は、定款で定めた員数となっているか。
- (ウ) 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議で選定しているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- (カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

オ 監事

- (ア) 評議員会の有効な決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- (イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正かつ適時に行い、理事会等へ報告しているか。

カ 理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。
(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

キ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- (エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 会計管理

- (ア) 経理規程等に定めるところにより事務処理が行われているか。
- (イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。
- (ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、競争入札及び随意契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか（特に会計伝票と証拠書類の関係性が明らかであるか）。

(エ) 国庫補助金等により取得した資産に対応する国庫補助金等特別積立金の処理が行われているか。

(3) その他

(ア) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

(イ) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

(ウ) 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

(エ) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(オ) 事業継続計画（BCP）を策定しているか。

5 具体的な指導監査指摘結果の概要（*雲南市の主な指摘内容）

当市においては、法人運営に重大な影響を及ぼすような不正事案は認められなかったが、特に次の点について問題点が見受けられた。

(1) 組織運営関係

(ア) 内部監査結果の理事長への報告が確認できない。

(イ) 予備費の使用が資金収支計算書に記載されていない。

(ウ) 仕訳日記帳は電磁的記録で作成されているが、経理規程には電磁的記録の規定がない。

(エ) 理事長へ委任する権限の内容が整理されていない。

(オ) 事業費に係る収入支出の一部が法人本部会計で会計処理され、各拠点区分に配分されていない。

(カ) 定時評議員会の招集通知の際に、計算書類等の必要書類が送付されていることが確認できない。

(キ) 定時評議員会終了後、同日に招集通知省略にて開催された理事会の同意書が、理事会開催日前の日付で提出されている。

(ク) 評議員選任・解任委員として事務局からの委員を選出する際の任命行為がない。

(ケ) 評議員選任・解任委員を選任する際に、再任の委員の手続きが行われていない。

(コ) 評議員選任・解任委員会で評議員の辞任に係る承認決議の必要はない。

(サ) 評議員及び役員名簿の公表内容が実態と異なる。

(シ) 評議員会議事録に署名がなく、議案と一緒に保存されていない。

(ス) 定時評議員会終了後、同日に招集通知省略にて開催された理事会の同意が確認できない。

(セ) 役員報酬に支給基準が不明確で、重複する報酬支給が認められる。

(ソ) 社会福祉事業の収入で、法令・通知上認められない用途への資金充当がある。

(タ) 理事長の選任にかかる採決が「挙手」によっていることが確認できない。

(2) 会計管理関係

- (ア) 自動更新条項のある契約の更新に係る決裁がない。
- (イ) 固定資産台帳が、会計責任者や理事長に報告されていない。
- (ウ) インターネットバンキングに係る規程と実態が異なる。
- (エ) 経理規程の内容に不備がある。
- (オ) 就労支援事業では、原則として剰余金は発生しないため、剰余金は工賃として支払う必要がある。
- (カ) 預金口座の名義人が、理事長と施設長の両方が存在している。
- (キ) 寄附金品の受け入れについての理事長や理事会での承諾が得られていない。
- (ク) 予算を流用する前の理事長承認がない。
- (ケ) 現金出納簿を作成した上での出納職員による毎日の現金残高と帳簿残高の照合、及び会計責任者への報告が確認できない。
- (コ) 共通収支の合理的な基準及び配分が定められていない。
- (サ) 会計基準等で示されている勘定科目が使用されていない。
- (シ) 計算書類の附属明細書の一部に不備や誤りがある。
- (ス) 契約を行うに当たっての契約書や請書が作成されていない。

- 改善措置が必要なものについては、指摘基準に基づき文書指摘（文書で改善報告を求めるもの）を行ったほか、口頭指摘（文書で改善報告を求めないもの）による指導と助言も行った。

また、文書指摘事項については、1か月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。期限までに改善できない事項については、引き続き指導を継続するとともに、必要に応じて事後指導等を行った。